

子ども・子育て支援金制度

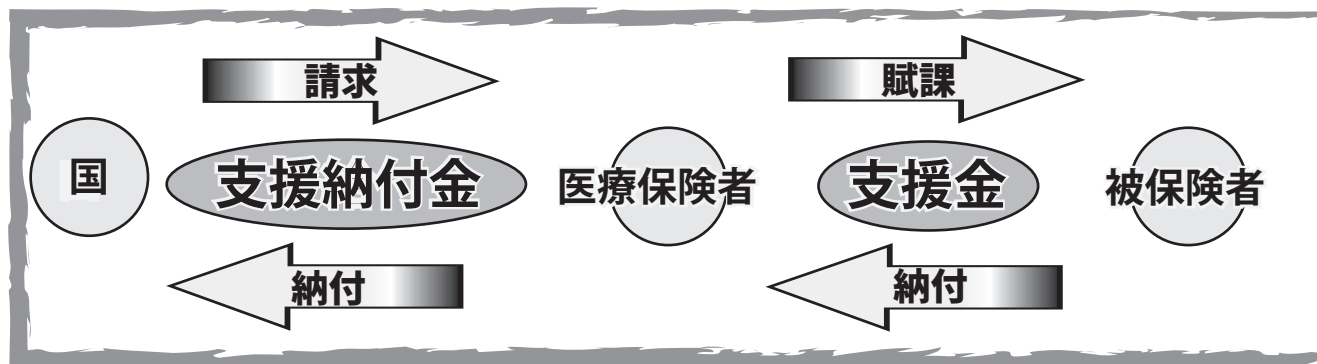
令和 8 年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります (国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ)

子ども・子育て支援金制度は、公的医療保険に加入している全世代や事業所から支援金を拠出し、こどもや、子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

「子ども・子育て支援金」分は令和 8 年度から国民健康保険及び後期高齢者医療保険などそれぞれが加入する保険税・保険料と合わせて納付することになります。

子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や育児期間中の国民年金保険料免除など、子育て世帯に対する給付の財源となります。

なお、支援金の使い途は、法律（子ども・子育て支援法）により定められており、子育て支援以外の目的で使用されることはありません。



◎支援納付金の充てられる主な事業

①児童手当の拡充

所得制限の撤廃、支給期間の延長、第 3 子以降の支給額の増額等

②妊婦のための支援給付

妊娠届出時に 5 万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数 × 5 万円を支給

③出生後休業支援給付

子の出生直後の一定期間内に両親ともに 14 日以上の子育て休業を取った場合に支給
(最大 28 日間)

④育児時短就業給付

こどもが 2 歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則 10%を支給

⑤こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない 6 か月から満 3 歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度

⑥国民年金第 1 号被保険者の保険料免除措置

こどもが 1 歳になるまでの期間、国民年金保険料免除措置を創設
(R8 年 10 月分から)

◎子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせ

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日 9 時から 18 時)

◎問い合わせ先

福祉健康課 保険係 ☎82-3111 (内線133) 直通 75-6205

